

## 津久井やまゆり園後援会 会則

(名称)

第1条 本会は、「津久井やまゆり園後援会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、津久井やまゆり園利用者及び在宅の障害者が心豊かな生活を営むことができるよう、津久井やまゆり園が行う自立と社会参加及び地域福祉推進の各種事業に賛同し、支援することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者をもって組織する。

(事務所)

第4条 本会の事務局は、津久井やまゆり園総務課に置く。

(事業内容)

第5条 本会は、次の事業を行う。

- 1 障害者の自立と社会参加支援のための生活環境の整備
- 2 活力ある地域福祉関係行事の開催支援
- 3 施設を拠点とする地域福祉活動事業の支援
- 4 その他、目的を達成するために必要な事業

(会費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員 年額 1口(2,000円)以上
- 2 団体会員 年額 1口(10,000円)以上

(役員等)

第7条 本会に、次の役員及び顧問を置く。

会長 1名 副会長 1名 会計 1名 監事 2名 幹事 若干名  
顧問 若干名 事務局長 1名

(役員等の選任)

第8条 役員等は、総会において選任する。

- 2 会長等の役員は、役員相互により決定する。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第10条

会長は、この会を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

会計は、会長または副会長の承認を得て会計処理を行う。

監事は、業務の執行状況及び会の会計を監査する。

幹事は、後援会事業に必要な支援活動に参画する。

顧問は、この会の諮問機関とする。

事務局長は、この会の庶務事務を担当し、会運営の補佐を行う。

(運営と役割)

第11条 本会の運営は、次のとおりとする。

総会 前年度の事業・決算報告、当該年度の事業計画及び予算、重要事項の審議を行い、決定する。開催は、年1回以上とする。

役員会 事業計画に基づく事業実施のための企画立案、総会に提出する議案作成、そ

の他運営に必要な審議を行う。開催は、年2回以上とする。

(議事)

第12条 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決するものとする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会則の改正)

第13条 本会の会則改正は、総会出席者過半数の同意によって行う。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附則

この会則は、平成17年12月18日から施行する。